

人権教育及び人権啓発に関する基本計画

岡 山 市

目 次

第1章	策定及び見直しにあたって	1
1	策定の背景	1
(1)	国際的な取組	1
(2)	国内の動き	1
2	岡山市におけるこれまでの取組と課題	3
第2章	基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	基本事項	6
(1)	基本計画の性格	6
(2)	基本計画の期間	6
(3)	人権教育・啓発推進の視点	6
第3章	推進に関する基本的方針	7
1	様々な場における人権教育・啓発の支援	7
(1)	市職員に対する人権教育・研修	7
(2)	学校園における人権教育の推進	8
(3)	家庭における人権教育の支援	8
(4)	地域社会における人権教育・啓発の支援	8
(5)	企業等における人権教育・啓発の支援	9
2	人権教育・啓発の効果的な推進	10
(1)	学習の場の提供	10
(2)	学習内容の充実	10
(3)	効果的な啓発手法	11
(4)	人材の育成	12
(5)	総合的なネットワークづくり	12
第4章	具体的な人権課題への取組	13
1	新たな人権課題	13
(1)	新型コロナウイルス感染症	13
(2)	インターネットによる人権侵害	15
(3)	災害に伴う人権問題	16

2	分野別施策の取組	17
(1)	女性（性別に起因する問題）	17
(2)	子ども	19
(3)	高齢者	21
(4)	障害のある人	23
(5)	同和問題	25
(6)	外国人市民	27
(7)	ハンセン病患者・回復者及びHIV感染者等	29
(8)	犯罪被害者等	31
(9)	性的マイノリティ	33
(10)	様々な人権課題	35
ア	刑を終えて出所した人	35
イ	ホームレス	35
ウ	婚外子	35
エ	北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題	36
オ	アイヌの人々	36
カ	その他の人権課題	36
第5章	推進体制	37
1	庁内の推進体制	37
2	関係機関、関係団体等との連携	37
資料編		
1	世界人権宣言	
2	日本国憲法（抜粋）	
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
4	岡山市人権施策推進本部設置規程	

第1章 策定及び見直しにあたって

1 策定の背景

(1) 国際的な取組

二度にわたる世界大戦によって、多くの人の人権が奪われた過去を反省し、昭和23(1948)年の国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言には「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」(前文)と謳われています。

世界人権宣言を実効あるものとするため、「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約が採択されました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」などの国際年^{(*)1}の取組により、人権尊重は国際社会に欠かすことのできない基本的ルールとして認識されるようになりました。

平成18(2006)年には、人権課題への対処能力強化のため、国連における人権分野の最高機関として「人権理事会^{(*)2}」が設置されました。我が国はアジア地域選出の理事国として、人権分野における国際貢献を一層強化することとしています。

(2) 国内の動き

我が国では、昭和22年に「日本国憲法」が施行され、基本原理の一つである「基本的人権の尊重」を具現化するために、様々な施策が講じられてきました。

平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律^{(*)3}」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が制定され、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

また、平成14年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年一部変更)が策定されました。国はこの基本計画に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

用語解説

(*)1 人権課題や人道上の問題など、国連が定める特定のテーマについて、国際社会の関心を喚起し、課題解決に向けた取組を促すための一年間。

(*)2 人権侵害に対処し国際社会の人権状況を改善するために設置された国連総会の下部機関。

(*)3 人権教育及び人権啓発に関する施策を推進し、人権の擁護を図るために制定された法律。

この基本計画で取り上げられている様々な人権課題の解決に向けて、その後も多くの法整備がなされ、人権尊重社会実現の条件が整えられているところです。

2 岡山市におけるこれまでの取組と課題

江戸時代末期の安政3年には、被差別部落の人々が一切の暴力を用いず、岡山藩が出した不当な差別令を空文化させることにより、人間の尊厳を守り抜いた「渋染一揆」がありました。全国水平社創立の翌年に創立された岡山県水平社、日本初の女性結社「岡山女子懇親会」、わが国初の本格的孤児院「岡山孤児院」、点字ブロッコ発祥の地など、岡山では、人権にかかわる様々な先進的取組が行われてきました。

こうした岡山らしさを踏まえ、本市では、平成13年に「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が、人権を尊重され、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指してきました。

その後、平成15年に人権教育・啓発の推進を図るため、「岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定し、市民一人ひとりが、すべての人権課題が自分と無関係ではなく、自分自身に関わる問題であることに気づき、自らの課題として行動に移せることを基本目標に人権施策を行ってきました。これまで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人市民などの様々な差別や偏見の解消を目指した講演会や研修会などを定期的で開催し、また、社会全体で人権を尊重し合い、一人ひとりの主体的な行動に結びつけられるよう、学校や事業者が実施する人権研修への講師派遣を行うなど、人権意識の高揚に努めています。

その他、人権課題に対する市民の意識について、現状を把握し、今後の人権行政を推進していくため、平成15年から5年ごとに「人権問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」を実施しています。平成30年度に実施した調査では、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。」に対し、およそ9割が「知っている」と答えるなど、人権についての認識が深まってきていることが明らかになりました。

しかしながら、「過去5～6年の間に、日本で人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思われませんか、あまり変わらないと思われませんか、それとも次第に多くなってきたと思われませんか。」に対しては、約半数が「あまり変わらない」と回答するなど、人権侵害については、あまり変わらない状況であることがうかがえます。LGBTなど性的マイノリティへの差別や偏見、スマートフォン等の普及に伴い増加しているインターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷の問題、新型コロナウイルスに感染した人や家族、医療従事者等に対する誹謗中傷などの問題も顕在化するなど、近年、人権課題が複雑・多様化してきて

います。そのため、さらなる人権教育・啓発を推進していくために、幅広い視点でテーマを取り扱うことが必要となっています。

このようなことから、平成 28 年度に策定した岡山市第六次総合計画^(*4)では、さらなる人権意識の高揚を図るため、「誰もが個性と能力を発揮できる人権尊重の社会づくり」を目標にしています。また、平成 30 年度に策定した岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針では、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。これらの目標を達成するため、国をはじめとする関係機関・団体等との連携を強化し、啓発活動を推進するとともに、市民との協働により、複雑・多様化する人権課題の解決に向けた取組を進め、効果的な人権施策の実施に努めることとしています。

用語解説

^(*4)「総合計画」は、市の都市づくりを総合的・計画的に進めていくための最も重要な指針です。「第六次総合計画」では、「長期構想」の期間を平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、「都市づくりの基本方向」の一つとして「理解を深め合い、ともに築く市民主体のまちづくり」を掲げています。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

平成30年度に実施した市民意識調査では、約6人に1人が人権侵害を受けたと感じており、依然として様々な人権課題が存在しています。このようななか、平成28年度に策定した岡山市第六次総合計画では、都市づくりの基本方向の一つとして「理解を深め合い、ともに築く市民主体のまちづくり」を掲げ、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる社会の実現を目標としています。そのためには、市民一人ひとりが人権問題に関心をもち、自らの課題として、人権尊重についての理解と認識を深め主体的に行動することが重要です。

この「人権教育及び人権啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」は、岡山市第六次総合計画を踏まえ、下記の三つの社会を実現することを基本理念としています。

（1）一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている固有のものであり、人間が人間らしく生きていく基本的な権利です。個人の尊厳が尊重され、誰からも差別や偏見、暴力などを受けず、安全に安心して生きていける社会の実現を目指します。

（2）一人ひとりが個性や能力を十分に発揮する機会を保障される社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、国籍、障害の有無、社会的身分、門地、人種、信条などによって不当に差別されてはなりません。誰もが、一人ひとりの個性や能力、可能性を十分に発揮する機会を保障され、希望をもって暮らすことができる社会の実現を目指します。

（3）違いを認め合い、多様性が尊重される社会

社会は、個性や価値観など多様性のある様々な人々で成り立っています。人権が尊重された社会を実現するためには、すべての人が、互いに違いを受け入れ、多様な文化や価値観を尊重することが必要です。一人ひとりの違いを認め合い、多様性を尊重し、ともに支えあう社会の実現を目指します。

2 基本事項

(1) 基本計画の性格

「人権教育・啓発推進法」第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と地方自治体の責務が記載されています。本基本計画は、この責務を果たすため、本市のあらゆる事業について、人権尊重の視点をもって推進するための基本的姿勢を示すことにより、人権施策の取組の全体像を明らかにするために策定したものです。基本計画の推進にあたっては、第4章に掲げる分野別施策の取組の施策の方向性に基づき、分野ごとに策定された個別計画との連携を図りながら、全庁的に総合的・計画的に取り組みます。基本計画は、本市が人権教育・啓発を推進するうえでの基本的な考え方を示すものです。

(2) 基本計画の期間

本市は、「人権教育・啓発推進法」第5条の規定により、平成15年に本基本計画を策定しました。今後も、社会経済状況の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すものとします。

(3) 人権教育・啓発推進の視点

人権教育・啓発の推進にあたっては、分野別等の個別的な視点からのアプローチとともに、基本的人権、法の下での平等などの普遍的な視点からのアプローチが重要であり、市民の人権意識の高揚を図るため、二つのアプローチに留意しながら、総合的な人権教育・啓発を推進する必要があります。

近年では、LGBTなど性的マイノリティへの差別や偏見など、人権課題は、複雑・多様化しています。また、ヘイトスピーチやインターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷の問題など、より直接的な人権侵害の事象が顕在化してきています。このようななか、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの課題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に行動することが重要です。さらに、児童虐待、いじめ、DV（ドメスティック・バイオレンス）、SNS上での心ない誹謗中傷などにより、尊い命が奪われる事案が発生しています。このような事案に対しては、行政だけの人権教育・啓発では限界があり、社会全体で取り組むことが必要です。

第3章 推進に関する基本的方針

1 様々な場における人権教育・啓発の支援

人権という普遍的文化を構築するためには、すべての市民が日常生活における様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

このような観点から、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において、幅広い年齢層の方々が参加できるよう、人権教育・啓発を推進します。

社会全体で人権を尊重し合う意識の高揚を図り、市民一人ひとりの人権意識に根ざした主体的な行動に結びつけられるような学習を進めます。

(1) 市職員に対する人権教育・研修

市政は市民生活と深い関わりがあります。市民の目線に立った行政施策を実施するにあたり、基本理念を実現するためには、人権尊重という視点は必要不可欠です。また、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる「誰一人取り残さない」という視点も重要です。さらに、すべての職員が人権問題を正しく理解し、自分の課題として捉え、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組むことが重要です。

市職員は、すべての業務が市民の基本的な人権に関係しているという認識をもち、人権尊重の理念を十分に理解して、業務を行う必要があります。そのため、各職場における人権意識の徹底を図ることを目的に、様々な人権課題をテーマとして、「新規採用職員研修」及び局区室ごとに「人権問題に関する職場研修」を実施します。

加えて、本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、各局区室主管課に「人権啓発推進員^(*5)」を、課相当の全職場に「人権啓発推進協力員^(*6)」を配置し、市が行うすべての事務事業を人権の視点から点検し、改善を行います。このために必要な知識・意識の向上を目的として、「人権啓発推進員」、「人権啓発推進協力員」を対象に、様々な人権課題についての研修を実施します。

用語解説

(*5)(*6)本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するために、岡山市人権施策推進本部を設置しています。この推進本部に属する事務のうち、人権施策に関する具体的事項について調査・検討するとともに、各区局室における人権施策を推進することを目的として、各区局室主管課に人権啓発推進員を配置し、各課等の人権施策を推進することを目的として、課相当のすべての職場に人権啓発推進協力員を配置しています。

（２）学校園における人権教育の推進

学校園においては、正しい知識と望ましい人権感覚に基づいて、自他の人権を守ろうとする意識や意欲をもった子どもを育成するため、人権教育担当者を配置し、人権教育の充実を図ります。「人権教育の指導法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に基づき、岡山型一貫教育のなかでの就学前と小・中学校との連携のなかで、幼児・児童生徒の発達段階に応じ、保育や教科等の指導、生徒指導、学級経営など教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学習活動、人間関係づくり、教育環境づくりに取り組みます。

就学前においては、乳幼児期が豊かな人間性を育てる重要な時期であるとの認識に立ち、人権尊重の精神の芽生えを促し、これを感性として育みます。

小・中学校及び高等学校においては、教科等のねらいや特質に応じて、人権教育を教育課程に適切に位置づけ、児童生徒が人権課題の解決を自らの課題とし、主体的に解決に向けて取り組む実践的態度を育成します。

また、教育活動全体を通じて、他の人の考えや気持ちを想像する力や共感的に理解する力、表現力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等を培います。取組を進めるにあたっては、学校園間や家庭、地域との連携を図ります。

学校園における人権教育の成果は、幼児・児童生徒の保育・教育活動にあたる教職員によるところが大きいことから、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づく実践的な指導力を向上させることのできる効果的な研修を実施します。

（３）家庭における人権教育の支援

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、子どもに人格形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っています。

幼児期は、豊かな人間性を形成するうえで重要な時期であることから、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性の芽生えを促すなど、人権尊重の精神を育む関わりが大切です。

また、親自身が偏見をもたず、差別をしない、暴力をふるわないなど、日常生活のなかで人権を大切にする姿を子どもに示すことも重要です。

そこで、家族全員で参加できるイベントや、各種メディアを通じての広報並びに学習機会の提供等、家庭教育に対する支援の充実に努めます。

(4) 地域社会における人権教育・啓発の支援

人権課題について市民一人ひとりの理解と認識を深めるためには、全市的取組と並行して地域密着型の啓発活動を展開することが重要です。そのため、国をはじめとする関係機関・団体等と連携し、学校における人権教育及び市民や事業者等への啓発活動を継続的に推進するとともに、様々な人権課題について学習することができる機会を提供するなどの支援に努め、人権意識の高揚を図ります。

学校においては、PTA研修の推進や講演会・講座を開設し、学習機会の提供に努めます。

一方、市民に対しては、各区あるいは中学校区等を単位とした講演会・映画会等の人権啓発事業の開催のほか、公民館や福祉交流プラザ^(*7)などを通じて啓発・広報活動に取り組みます。

また、実施にあたっては、企画・立案段階から地域の町内組織・市民団体等との協働を図るなかで、市が連絡調整・環境整備等の側面支援をする市民主導型の事業運営を目指します。

(5) 企業等における人権教育・啓発の支援

企業等は、その企業活動等を通じて地域や市民と深い関わりあいがあり、市民生活に大きな影響力をもっています。同時に、企業は基本的人権や環境を守り、社会に貢献するという社会的責任も担っています。

公正な採用選考^(*8)の実施、適正な雇用管理、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、障害者の雇用促進、セクシュアル・ハラスメントの防止など、人権課題に関して企業等が果たすべき役割は、ますます大きくなっています。

企業等において、人権課題が正しく理解され、公正な採用選考システムが確立されるよう、国や県の関係機関と連携し、研修会等を通じて働きかけを行います。

また、企業経営者及び公正採用選考人権啓発推進員等の担当者に対し、様々な人権課題について、研修会等を通じて啓発を行います。

さらに、企業研修への講師派遣、資料や教材の提供等をとおして、企業内における人権尊重に向けた主体的取組に対する支援を行います。

用語解説

^(*7) 地域社会全体のなかで福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

^(*8) 憲法で規定されている「職業選択の自由」が実施されるためには、基本的人権を尊重した公正な採用選考が行われ、すべての人々の就職の機会均等が保障されることが必要です。「公正な採用選考」の一環として、従業員数が一定規模以上の事業所などについては「公正採用選考人権啓発推進員」の設置などの取組が進められています。

2 人権教育・啓発の効果的な推進

多様な価値観が認められ、誰もが個性と能力を発揮できる人権が尊重された社会の実現は、行政からの一方的な取組のみでは困難です。市民一人ひとりが人権問題を自らの課題とし、理解と認識を深め、人権に対する意識の高揚を図り、具体的な行動や態度に示すことが必要です。

そのため、人権について関心をもった市民が学習する場の提供、学習内容の充実、効果的な啓発の推進を行います。地域社会において人権活動を推進していく高い人権意識をもった人材の育成を行うことで、市民自身が周囲の人々を教育・啓発していくことを目指します。また、本市の人権施策を総合的に推進するため、市内の市民団体等とのネットワークづくりに努めます。

(1) 学習の場の提供

様々な人権課題を解決し、より人権が尊重された社会を実現するために、あらゆる世代の市民を対象とした人権教育・啓発を行うことが重要です。幅広い市民が人権課題に対する見識を深め、人権感覚や人権課題の解決能力を高めることができるよう、生涯学習の視点に立った施策を通じて、誰もが気軽に人権について学習できる環境を整備していく必要があります。

そのために、地域に密着した公民館や福祉交流プラザ等を活用して、講演会、研修会、講座、イベント等を実施し、また、個別の人権課題を担当する部署においても、課題に応じた事業を実施することにより、人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。

各種人権啓発事業の実施にあたっては、近年、複雑・多様化している人権課題を考慮し、社会のニーズも把握しながら、幅広い市民の参加が得られるように、テーマ設定や実施方法などに工夫を加え、参加者の学習意欲を喚起するように努めます。また、市の広報紙やホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等のメディア媒体などの効果的な活用により、広く周知を図ります。

(2) 学習内容の充実

今日、急激な高齢化、国際化、情報化などの社会の変化に伴い、高齢者を取りまく問題、外国人市民に関する問題、インターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷の問題など、新たな人権課題が生じてきています。

また、個別の人権課題と他の課題が深い関わりをもつという人権課題の複合化も進んでいます。

例えば、パートナーからの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）の問題と、子どもに暴力をふるう児童虐待の問題が同時に起こっている場合があります。この問題の解決に向けては、男女共同参画や子どもの人権という個別的な視点と、個人の尊厳といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチが必要です。

このように複雑・多様化する人権課題に対する理解を促進するため、人権教育・啓発の一層の充実に努めます。

（３）効果的な啓発手法

学校教育や市民啓発で、人権課題についての理解と共感を深めるために、以下の点に留意して取り組みます。

① 市民の理解度に応じた啓発

一般的に言えば、市民の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、家庭、学校、地域社会、職場などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らします。

② 具体的な事例を活用した啓発

具体的な事例を取り上げ、当事者の立場に立って議論することは、啓発を受け人の心に迫りやすいという点で効果があります。ただし、その場に様々な立場の人がいることを想定し、十分に配慮した啓発を心掛けます。

③ 参加型・体験型の啓発

講演会の実施、人権啓発ビデオの放映等だけではなく、受講者が主体的・能動的に参加できるよう、ワークショップ^(*9)や体験活動を積極的に研修に取り入れ、他の人と協働したり自ら体験したりすることをおして理解の深まりを実感できるよう企画を工夫します。

用語解説

(*9)参加者が一方的に聞くだけではなく、討論したり体験したりする参加体験型のグループ学習。

(4) 人材の育成

人権問題は、家庭、地域、学校、職場等、社会生活のあらゆる場面で、形を変えながら繰り返し登場することから、人権感覚に優れ、指導力をもった人権啓発の担い手となりうる人材を育成することが重要です。

そのため、本市では、人権について関心のある市民を募り、計画的で継続性のある人権総合学習講座を実施することにより、受講者の人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、家庭、地域、職場など市民生活の様々な場面で人権尊重の推進者となる市民を養成します。そこで、講演会や研修会などの受動的なものはもとより、渋染一揆資料館^(*10)などの施設見学やワークショップなども取り入れ、受講者が自ら主体的に参加できるような参加型・体験型の研修を実施し、様々な場において人権教育・啓発を実践できるように支援します。

このような市民を通じてネットワークを広げ、より広範囲かつ効果的な市民協働による人権推進事業につなげます。

(5) 総合的なネットワークづくり

LGBTなど性的マイノリティへの差別や偏見、スマートフォン等の普及に伴い増加しているインターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷の問題、新型コロナウイルスに感染した人や家族、医療従事者等に対する誹謗中傷の問題が顕在化しているなか、あらゆる人権課題の解決を図るためには、分野別の方針・計画に基づき施策を推進してだけでなく、相互の関連性を視野に入れた総合的な取組が求められています。そのため、各局区室間の連携のもと、人権課題の総合的な取組を進める庁内ネットワークを活用します。

市内には、人権啓発活動を行っているNPO^(*11)や市民団体が多数存在します。これらの団体と積極的に連携を図り、市民参加による人権教育・啓発を推進するためのネットワークづくりを目指します。また、人権課題の解決に向けて、自主的な取組を行っている団体等に対して、人権啓発活動補助金^(*12)をとおして支援することにより、市民等との幅広い協働により、人権教育・啓発の推進を目指します。

用語解説

^(*10) 渋染一揆に関する理解を深め、人権意識の向上に寄与するため、渋染一揆に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究等を行っています。

^(*11) Non Profit Organizationの略称。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した法人のことをいい、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的としています。

^(*12) 自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動で、広く市民に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする活動に対して、100万円を上限として2分の1の範囲内を補助する制度。

第4章 具体的な人権課題への取組

1 新たな人権課題

(1) 新型コロナウイルス感染症

◆現状と課題

新型コロナウイルス感染症は、新たに発見されたSARS-CoV2に感染することによって発症します。WHO（世界保健機関）はこのウイルスによる感染症のことを「COVID-19」と名づけました。令和2(2020)年に入り感染拡大が見られ、世界的な流行に至りましたが、感染経路、治療法など明確に解明されていない部分も多くあるため、研究機関が新型コロナウイルスの解明に向けて急いで調査研究を進めています。新型コロナウイルス感染症は発熱、喉の痛みなど風邪のような症状で終わる場合が多いとされていますが、なかには肺炎へ進展し命を落とすこともあります。主に飛沫感染と接触感染により人から人へ感染することが分かっているため、予防には手洗いやマスクの着用が有効とされています。

新型コロナウイルスは、未知であるがゆえに、人々の不安や分断を引き起こし、感染した人や家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー^(*13)に対する差別や偏見が高まっています。政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼びかけ、人権侵害が生じないよう適切に取り組むこととしています。日本赤十字社は、「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を公表し、新型コロナウイルスの3つの感染症のつながりを説明しています。第1の感染症は病気そのものであり、第2の感染症である未知のウイルスによる不安や恐れにつながります。その不安や恐れは、人間の生き延びようとする本能を刺激し、第3の感染症である嫌悪・偏見・差別につながるとしています。

インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報、特定の個人に対する誹謗中傷の書き込みが見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の社会不

用語解説

^(*13) エッセンシャルワーカーとは、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人のことです。新型コロナウイルス感染症の影響によって、外出自粛などが相次ぎました。エッセンシャルワーカーは、そうした緊急事態下においても簡単にストップするわけにはいかない仕事に従事する人々に対し、感謝や尊敬の念を込めた呼称として使われるようになりました。主に医療・福祉、農業、小売・販売、通信、公共交通機関など、社会生活を支える仕事をしている方々のことをいいます。

安に起因するデマの流布や誹謗中傷が見られます。特に、SNS上でのデマや誹謗中傷等の深刻化が問題となっています。

◆施策の方向性

本市では、新型コロナウイルス感染拡大予防を目指し、岡山市公式新型コロナウイルス情報サイト「スイッチ！おかやま」を令和2(2020)年8月に開設し、感染予防のマナーや新しい生活様式の実践に役立つ情報を発信しています。マナーをON、ゆるみをOFFし、安心して暮らせる岡山へ、みんなでスイッチすることを目指します。そのなかで、感染した人を特定する動きや、差別や偏見は断じてあってはならないとしたうえで、人と人との対立や分断、感染した人を疎外するような雰囲気は、感染症の発見を遅らせ、対策の妨害となることから、ともに力を合わせ、コロナと向き合うことを呼びかけます。

国においては、「新型コロナウイルス感染症対策分科会 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」が設置され、感染した人や家族等に対する偏見・差別、心ない加害行為等に関する実態調査や感染した人・回復者や感染が発生した飲食店などのヒアリングの実施、相談窓口や国民向けの啓発のあり方についての検討が行われています。また、インターネット上の人権侵害に対しては、令和2年9月に、総務省が「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」として、関係省庁や産学民のステークホルダーと連携して早急に対応していくべき取組をとりまとめ、早期にそれぞれの取組を推進することが期待されています。

本市では、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した人や家族、医療従事者、エッセンシャルワーカーなどに対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷はあってはならないと考えています。そのために、不確かな情報や誤った認識が、人権侵害につながることはないよう、啓発に取り組めます。具体的には、啓発・情報発信と相談体制において、感染レベルに応じて、迅速に取組を進めます。

(2) インターネットによる人権侵害

◆現状と課題

平成30年度に実施した市民意識調査において、特に取り組むべき人権課題について聞いたところ、「障害のある人の人権」(50.2%)、「インターネット上のいじめなどの問題」(42.5%)、「子どもの人権」(39.7%)、「高齢者の人権」(36.2%)、「女性の人権」(34.7%)となっています。

また、子どもをめぐって現在どんな人権問題が発生しているか、認知状況を聞いたところ、「インターネットや携帯電話のサイト上などでいじめが起きていること」(47.3%)が、半数近くになっています。

さらに、インターネットによる人権侵害に関して、現在、特にどのような問題が起きていると思うか聞いたところ、「他人をけなしたり、傷つけたりする表現が掲載されること」と答えた人の割合が61.9%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」(46.3%)、「出会い系サイトなどが人権に関わる犯罪を誘発する場となっていること」(36.4%)、「差別を助長する表現が掲載されること」(25.1%)、「児童ポルノなど人権を侵害するネットポルノが存在すること」(23.2%)の順となっています。

近年では、スマートフォン等の普及に伴い、インターネット、SNS、動画投稿サイトを利用したハラスメントや、同和問題、外国人市民、障害者、新型コロナウイルス感染症等に関する差別的な書き込みなどが深刻化しています。インターネットでの人権侵害には、匿名で記載できることや被害が急速に拡大することなどの特徴があります。このような状況に対処するには、市民一人ひとりがこのような特徴を理解し、人権に配慮した利用を心がけることが大切であり、そのための人権教育・啓発が必要です。

また、インターネットを含むいじめは、児童生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、すべての人々が「いじめは人間として絶対に許されない」という意識をもつとともに、その解決に全力で取り組まなければならない重要な課題となっています。

◆施策の方向性

SNS等を活用した啓発を進め人権意識の高揚を図るとともに、ホームページや広報紙等を有効に活用し、法務省や警察庁等の相談窓口や相談機関の紹介等の周知に努めます。

また、各種啓発事業を通じて、インターネット使用におけるモラルやリスク等についての人権啓発を行います。

学校においては、未然防止としてインターネットの危険性や正しい使い方に関する指導を適切に行い、家庭への啓発にも努めます。また、早期発見・早期対応するために、積極的に児童生徒の変化を捉える体制づくりに努め、早い段階から関わりをもち、積極的に認知するよう努めます。そして、家庭との連携を図るとともに関係機関と協力して情報共有する等、協働体制を構築していくよう努めます。

(3) 災害に伴う人権問題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。平成 28 年 4 月 14 日、16 日に 2 度の揺れに襲われた熊本地震においても、熊本地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

また、今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震など大規模自然災害の発生リスクが一段と高まっています。

こうした自然災害時には、「要配慮者」とされる高齢者や障害のある人、妊産婦、子ども、外国人市民などへの配慮を忘れてはなりません。こうした人々は、災害発生時の避難や発生後の避難生活において、より多くの困難を抱えるため、特別な援助・配慮が必要になります。長期にわたる避難生活では、被災によるストレスが原因で、いやがらせ、いじめなど、様々な人権侵害が起きる可能性が高まります。

こうしたことを防ぐため、避難所での女性を含む様々な方の避難所運営への参画を推進するとともに、女性班や要配慮者班などの活動班を設置し、避難所で誰もが等しく良好な生活環境を確保できるよう配慮した避難所運営を行う必要があります。

2 分野別施策の取組

(1) 女性（性別に起因する問題）

◆現状と課題

本市では、一人ひとりの人権が尊重され、性別等にかかわらず誰もが個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指し、平成13年に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」（さんかく条例）を制定し、条例で規定する基本計画（さんかくプラン）に基づき、市民と事業者等との協働により様々な取組を進めてきました。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査によると、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識については、否定的な回答をした人の割合は増加しつつあるものの、平成27年度の市の調査でも約7割にとどまっており、女性に比べて男性に、性別役割分担意識が残っている結果となっています。地域社会や職場における男女の地位が平等になっていると思うと回答した人の割合は約2割と低く、家庭においては家事や育児等の多くは依然として女性が担っている状況など、多くの課題が挙がっています。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）^(*14)、性犯罪、ストーカーなどの暴力や、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）^(*15)、妊娠・出産に関するいやがらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。男性の被害者もいますが、相談機関への相談や暴行・傷害事件などの被害者の多くは女性が占めています。その背景には、女性の人権を軽視する男尊女卑の考え方や固定的な性別役割分担意識、男女間の経済的な格差など、単に個人の問題ではなく社会全体で取り組むべき課題があります。

このため、平成29年3月に策定した「第4次さんかくプラン」では、「個人としての尊厳の尊重及び性別に基づいて起こる人権侵害禁止」を重点的取組として掲げています。男女共同参画の推進の基盤となる人権意識を高めるとともに、職場や地域などあらゆる場におけるハラスメントの防止や、暴力を生まないための予防教育を含めた市民への啓発を進めることが必要です。

用語解説

^(*14)配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者からの暴力。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力（大声で怒鳴る、暴言など）、性的暴力（性的行為の強要など）、社会的暴力（電話、メールのチェック、行動の制限など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）があります。

^(*15)相手の意に反して不快な状態に追い込む性的な言葉や行為。

また、職業生活における女性の能力発揮に向けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成 27 年に成立し、本市においても子どものいる夫婦の共働き率が 50%を超えるなど、女性の社会進出の動きが広がるなか、今もなお根深く残る固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事と家庭生活との両立、女性も男性も働きやすいハラスメントのない職場環境づくりなどが一層求められています。

◆施策の方向性

性別等にかかわらず、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う意識を醸成するために、人権尊重を基盤とした男女共同参画について、発達段階に応じて幼少期からの学習機会の充実を図るとともに、人権を尊重する心を育む教育を推進します。

また、性別等や慣習にとらわれることなく男女がともに様々な分野で活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、市民や企業、大学など多様な主体との協働により、子どもから大人まであらゆる世代を対象に啓発に取り組みます。

さらに、職場において、性別等による不当な扱いを受けることなく、すべての人が能力を十分に発揮し働くことができるよう、ハラスメントのない職場づくりに向けて「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」などの関係法令について、企業等への周知や啓発を図るとともに、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランス^(*16)を大切にした働き方改革について、企業等の主体的な取組を促進します。

家庭生活において、男性の家事・育児等への参画を促進するため、男性を対象とした講座等を実施し、具体的な知識等の習得への支援や意識の改革を進めます。

また、セクハラなど性別等にかかわるハラスメントやDV等の暴力を防止するため、大学生など若い世代も含め、市民や企業等を対象とした講演会や出前講座等を実施し、啓発に取り組むとともに、警察や医療機関、学校、NPO、地域団体等関係機関と連携し、DV等の被害者の保護や相談体制の充実、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

用語解説

^(*16) 仕事をもつ人が、やりがいをもって働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

(2) 子ども

◆現状と課題

子どもの人権については「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、日本においても平成6年に批准されました。この条約は、子どもを権利の主体として位置づけ、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を柱とし、子どもに関する施策は子どもの最善の利益が考慮されるべきとされています。その後、「児童虐待の防止等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「岡山市子どもを虐待から守る条例」などが整備され、様々な施策の充実が図られてきました。

しかしながら、子どもの7人にひとりには相対的貧困の状況にあり、核家族化や少子化、地域のつながりの希薄化が進行するとともに、インターネット中心のコミュニケーションが普及し、子どもの健やかな成長にとっては、厳しい環境となっていることなどにより、児童虐待、いじめ、暴力行為などの深刻な問題が、依然として多く発生しています。

特にいじめは、子どもが人権を侵害する場合と侵害される場合が複雑に絡み合う問題です。これらは、学校教育及び社会教育の両面からの個に応じたきめ細かな対応が課題となっています。また、不登校に対する適切な対応も課題となっています。

本市の児童虐待の相談対応件数は、こども総合相談所（児童相談所）^(*17)では平成21年の開設以降増加しており、地域こども相談センター^(*18)の相談対応件数も増加傾向にあります。このような状況のもと、未然防止、早期発見・対応、支援などにしっかりと取り組んでいく必要があります。また、平成28年には「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることが明記されるとともに、子どもの福祉の保障に向けて、社会全体で取り組むことが求められています。

◆施策の方向性

このように、子どもの人権課題としては、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、暴力行為、不登校などがありますが、これらを解決していくことは大人の責任であり、

用語解説

^(*17)子どもたちが心身ともにすこやかに育ち、もてる力を最大限に発揮することができるよう、福祉や心理などの専門スタッフがこども（原則18才未満）に関する様々な相談に応じ、援助することを目的とする専門的な機関です。

^(*18)市内6カ所の福祉事務所に設置し、家族や子育て教育に関する家庭児童相談、離婚やDV問題等の女性相談、ひとり親家庭の自立や経済支援など様々な相談に応じています。また、子ども虐待に関しては、岡山市における一義的な虐待通告の受理窓口として、関係機関と連携しながら予防、発見、初期対応、支援を行っています。

市民と行政が一体となって取り組まなければなりません。

そうした認識の下、家庭、学校、地域社会の役割を明確化し、それぞれが協働して、豊かな心と生きる力を育み「自立」する子どもを育てる教育を積極的に推進します。

児童虐待への対応については、未然防止、早期発見・対応、支援、再発防止に向けての取組が重要です。オレンジリボンキャンペーン^(*19)を通じて児童虐待の予防と早期発見に継続的に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会^(*20)等を活用し、福祉、保健、医療機関、司法機関、人権擁護委員^(*21)、学校園、保育園等が連携を密にし、子どもと子育て家庭への支援の強化を進めます。

子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、すべての子どもが夢と希望をもって成長していくことのできる社会を目指して、関係部署・機関等が連携して子どもの貧困対策を推進します。

いじめや暴力行為及び不登校については、各学校が一人ひとりの個性を認めながら、子どもが愛されていると実感できる魅力ある教育の実現に努めることが重要です。そこで、教職員を対象としたより専門的な研修の充実に努め、教職員の質的向上を図ります。また、生徒指導体制や教育相談体制の確立のための人的配置に努め、一人ひとりのよさを生かす積極的な生徒指導の推進を図るとともに、関係機関との連携を推進します。

児童虐待や子どもの貧困、いじめ、暴力行為、不登校などについては、平成26年に策定した「岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針」に基づき、未然防止や早期発見・早期対応に努めていますが、なかでも、いじめや暴力行為は被害者の権利が著しく侵害され、絶対に許されない行為であるため、迅速かつ適切な指導や支援が必要です。そのために、教職員の資質向上や家庭、地域社会、関係機関と学校園との協働を進めます。

用語解説

^(*19) 子ども虐待防止の象徴であるオレンジリボンを広める全国的な市民活動です。オレンジリボンには、子ども虐待の現状を広く知っていただき、子ども虐待をなくしていこう、子どもを救うため、一人ひとりにできることを考え行動しよう、そして虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、との願いがこめられています。

^(*20) 児童福祉法に定められた法定協議会で、虐待を受けているなど特に支援が必要な要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を図るため、関係機関や関係団体等の連携・協力の確保を円滑に実施することを目的として設置されています。

^(*21) 人権擁護委員法に基づき、地域における基本的人権の擁護と人権思想の普及高揚のため、法務大臣が委嘱した民間人です。現在約14,000名の委員が全国の各市町村に配置され、啓発活動や地域住民からの人権相談を受けたりするなどの活動を行っています。

(3) 高齢者

◆現状と課題

我が国では、平均寿命の延びと少子化の進行により世界に類を見ない少子高齢化が進行しており、本市においても、急速に高齢化が進んでいます。特に75歳以上の後期高齢者は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて急速に増加することから、「本格的な超高齢社会」の到来が見込まれています。

こうした状況のなか、要介護高齢者や認知症の高齢者の増加、核家族化などの家族形態の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯をはじめ、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しており、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者介護に関する様々なトラブルが発生するなど、深刻な問題となっています。

主なものとして、要介護高齢者や認知症の高齢者等に対する身体的・心理的虐待や、金銭搾取といった経済的虐待が増加しており、高齢者の尊厳の保持にとって大きな課題となっています。また、振り込め詐欺や詐欺的投資勧誘、悪質商法など、高齢者が被害にあう問題などがあります。

高齢者が置かれている環境は一人ひとり皆異なっていますが、このような問題に周囲が早めに気づき相談窓口につないでいくなど、地域での見守りが必要となっています。

◆施策の方向性

本市では、高齢者が地域社会で生きがいを持って活躍し、健康寿命の延伸や介護予防にも主体的に取り組み、医療や介護が必要になっても、培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めています。「岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、「住み慣れた地域で支え合い誰もがよりよく生きる「健康・福祉」のまち（地域包括ケアシステムの深化・推進）」を基本理念とし、三つの基本目標「地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり」、「心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実」、「医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり」を定め、様々な取組を進めています。

高齢者の人権の問題は、高齢者が自立し、生きがいをもって過ごす暮らしが妨げられることや、介護者等による身体的・心理的・経済的虐待など、人間の尊厳に関わるものです。

高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らすことができるように、医療・介護の連携や高齢者の社会参加、認知症対策を進め、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム^(*22)」の構築を進めます。地域においては、関係団体、民間企業等との連携・協力による地域での見守りや支え合いの仕組みづくりの取組を進めます。また、高齢者などの交通弱者が、便利・快適に利用できる交通体系を築きます。

高齢者の権利擁護のためには、地域包括支援センター^(*23)や行政機関、関係機関が連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応、支援に努めていくとともに、虐待防止に向けた普及・啓発活動の充実や施設・事業所における虐待防止の徹底を図ります。また、身体の状態や判断能力が低下した高齢者など、権利擁護が必要な場合には市長申立など、成年後見制度^(*24)を有効に活用できるよう支援していくとともに、消費者被害の防止に向けた取組を進めます。

認知症の高齢者への対策については、認知症施策の指針である「岡山市版オレンジプラン^(*25)」に基づき、「早期発見・早期診断」、「保健・医療・福祉・介護等のネットワークの構築」、「認知症の人と家族への支援の強化」、「地域の見守り体制の充実・強化」を重点として取組を進めています。今後も、認知症に対する正しい理解の醸成や相談・支援の充実を図り、認知症の高齢者と家族が地域で安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

学校においては、高齢者を敬愛する心を育てるとともに、介護、福祉の問題等高齢社会に関する基礎的な理解を深める教育を推進します。

用語解説

^(*22)一人ひとりの暮らし方に合った住まいを中心に、医療や介護、予防だけでなく、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが一体的に提供される地域の仕組み。

^(*23)高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、必要な援助、支援を包括的に行う地域の中核機関。

^(*24)認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。

^(*25)認知症の人とその家族が地域で安心して生活できる仕組みづくりに向けての指針。

（４）障害のある人

◆現状と課題

「障害者基本法」では、すべての国民が、障害の有無に関係なく、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもとに、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が謳われています。

しかし、現在の社会においては、障害や障害者への偏見や無理解、障害を理由とする不当な差別的取扱いなどによる社会参加や自立の制限、障害者への虐待など、共生社会の実現に向け様々な問題が存在しています。

国では平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成 25 年 4 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、同年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定などの様々な法整備を行い、同条約を平成 26 年に批准しました。

本市では、平成 27 年度から令和 2 年度の 6 年間を計画期間とする「岡山市障害者プラン」を策定し、「障害のある人もない人も共に支えあって暮らすまちづくり」、「障害のある人の社会参加と自立の促進」、「障害を理由とする差別や社会的障壁の解消」を基本理念としながら障害者施策全般を推進しています。

また、平成 30 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 5 期岡山市障害福祉計画・第 1 期岡山市障害児福祉計画」を「岡山市障害者プラン」と一体的に策定し、障害者の日常生活や社会生活にとって身近で特に重要な障害福祉サービス等について、必要なサービスの確保と充実を推進しています。引き続き、令和 3 年度から令和 5 年度までの「第 6 期岡山市障害福祉計画・第 2 期岡山市障害児福祉計画」と「岡山市障害者プラン」を一体的に策定し、一人ひとりの幼児期からのライフステージに沿った支援を提供する体制の構築を目指します。

◆施策の方向性

障害者が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるよう、障害福祉サービス等の整備を進め、相談支援体制の充実を図ります。障害者が日常生活や社会生活を送るうえで必要なサービスや支援を受けられる体制の整備を進め、福祉施設や病院から地域生活への移行と定着を促進します。

障害者の尊厳や権利を擁護し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すため、障害に対する理解を広める啓発事業や障害のある人とない人の交流事業等を推進するとともに、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮^(*26)の提供に向けた取組を進めます。

また、障害者への虐待の防止と早期発見に努め、虐待発生時には迅速な対応を行います。成年後見制度の周知を図り、障害者の個人財産の適正な管理を支援します。

障害者とその能力や個性を発揮して社会参加し、自立した生活が営めるよう、就労の場の確保と職場への定着の推進や所得の向上、スポーツ・余暇活動などの充実を図ります。また、障害のある人などの交通弱者が、便利・快適に利用できる交通体系を築きます。

学校では、支援や配慮を必要とする子どもが安心して学校生活を送れるよう校内支援体制の充実に取り組みます。また、障害者への理解と支え合う心を育てるために、ねらいを明確にした交流及び共同学習を積極的に進めます。さらに、すべての子どもたちの将来の自立に向けた社会的資質や適応力を高めるために、特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組みます。これらの取組をとおして、子どもたちの絆づくり、心の居場所づくりに努めることで共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

用語解説

^(*26) 行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利・利益を侵害することにならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担の過重ではないもの。

(5) 同和問題

◆現状と課題

昭和40年の同和対策審議会答申^(*27)において、「(同和問題は)日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」との認識が示されました。この同和対策審議会答申を受けて、昭和44年に制定された「同和対策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下あわせて「特別法」という。)に基づき、33年間にわたり、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。こうした行政の取組と人々の努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されました。

平成14年3月末に特別法に基づく同和対策がすべて終了し、その後は、一般対策において同和問題の解決に向け取り組んでいます。同和問題についての理解と認識も進み、同和問題は解決に向かってはいますが、平成30年度に実施した市民意識調査にもあるように結婚問題などで差別意識が見られたり、インターネット上での差別書き込みが発生したりするなど、差別意識の解消が課題です。

また、法務省の調査では、同和問題の解決を阻害するえせ同和行為^(*28)の被害は、減少しているものの依然として発生しています。

平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。この法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されるとともに、国及び地方公共団体の責務が規定されています。

◆施策の方向性

本市では、わが国固有の重大な差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、今後とも、国、県、関係機関・団体等と連携して、「部落差別の解消の推進に

用語解説

^(*27)内閣総理大臣からの諮問に対して、同和対策審議会が審議結果を答申したもので、同和問題の解決に向けた基本的な考え方を示したもの。

^(*28)同和問題を口実にして、行政機関・企業、個人に不当な要求や不法な行為などを行い、利益や利権を得ようとするもので、例としては、同和問題に関する本や物品を購入するように迫る、特定の団体への寄付金や賛助金を強く求める、工事などの下請けに参入させるよう要求する、といったことがあげられます。

関する法律」の趣旨を踏まえ、差別意識の解消のための取組等を進めます。平成30年度に実施した市民意識調査では、同和問題解決に必要なこととして、「人権教育・啓発広報活動を推進する」との回答割合が最も高いことから、様々な場を通じて、差別意識解消のため、一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深めるとともに、日常生活でいかなる人権感覚を身につけることができるような啓発を進めます。

具体的には、ラジオ、テレビなどのマスメディアを活用した各種啓発や講座・研修会の開催等を行います。また、研修においては、講義のみでなく、参加者が自由な意見交換を行う座談会、参加者自身が積極的に関わるワークショップなど、参加・体験型の手法を積極的に取り入れます。

学校においては、これまで積み上げられてきた成果を踏まえ、人権尊重の理念に基づく教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育ができるよう教職員に対する研修を実施し、差別を許さない集団づくりに努めます。また、PTAに対する研修の実施をとおして、家庭教育との連携を図りながら、人権意識の高揚に努めます。

「職業選択の自由」は日本国憲法で保障されている基本的人権の一つです。応募者の適性と能力に基づいて公正な採用選考を行い、すべての人々の就職の機会均等が保障されなければなりません。このため、岡山労働局、岡山公共職業安定所、岡山県と共催で、公正採用選考人権啓発推進員・経営者のための研修を行います。

社会福祉施設である福祉交流プラザにおいては、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権相談などの人権課題解決のための各種事業を総合的に行います。

同和問題の解決を口実にして不当な寄付を要求したり、電話などで高額な図書の購入を迫ったりする行為などのえせ同和行為については、えせ同和行為対策関係機関連絡会議において、情報交換し対応を協議するとともに、国、県や関係機関等と連携し、その排除に向けて取り組みます。

(6) 外国人市民

◆現状と課題

国際化の進展を背景に、本市で暮らす外国人市民の数は年々増加し、令和2年7月末現在13,725人、全人口に占める割合は1.93%であり、在留資格別では留学19.9%、技能実習19.6%、永住者19.3%、その他41.3%となっています。

また、日本国籍を保有していても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、帰化による日本国籍取得者など、異なる文化を背景に生活している人々が増えています。

こうしたなか、地域社会においては、言語、文化、生活習慣、価値観の相違等に起因する様々な問題が生じています。

一方、国全体に目を向ければ、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ^(*29)が社会問題化しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないものであり、決して許されるものではありません。

平成28年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者またはその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していくことが定められました。

本市では、2度の改訂を経て、平成31年度から令和5年度を計画期間とする「岡山市多文化共生社会推進プラン」において、「互いのちがいを認め、支えあい共に築く多文化共生のまち岡山を目指して」を基本理念として、多文化共生社会の実現を推進しています。

◆施策の方向性

外国人市民を含むすべての市民の人権が尊重され、一人ひとりが地域社会の一員として安心して暮らし、いきいきと活躍できる多文化共生の地域づくりを進めていくためには、国籍・民族、文化・生活習慣等の相違について理解を深め、互いに多様な考え方や価値観を認め合うことが必要です。

用語解説

^(*29)人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有することを理由に、ある個人や集団をおとしめたり、暴力や誹謗中傷、差別的な行為を扇動したりするような言動を指します。

そのため、外国人市民と直接ふれあう市民交流や異文化体験交流事業、諸外国の文化・生活習慣などを紹介する事業等の実施を通じて、多様な文化を認め合う国際的視野に立った人権尊重の意識づくりに努めます。

また、外国人市民が抱える諸問題を解決するため、コミュニケーション支援や生活支援等に取り組むとともに、外国人市民が地域社会の構成員として認められ、積極的にまちづくりに参加することができる環境づくりに努めます。学校においては、日本語の能力が十分でない帰国・外国人児童生徒に対して、日本語指導を実施します。

(7) ハンセン病患者・回復者及びHIV感染者等

ア ハンセン病患者・回復者

◆現状と課題

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、たとえ感染しても発病することはまれです。現在では早期発見と適切な治療で、障害を残すことなく確実に治癒します。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年の「らい予防法」により、患者は療養所に強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさらされました。

平成8年に「らい予防法」が廃止された後も、入所者の多くが高齢化していることなどもあり、療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

平成13年に国の強制隔離政策に関する違憲判決が出されたことが契機となり、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、一定の被害の救済が図られました。平成20年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や、社会復帰の支援、名誉回復の措置等が義務づけられたほか、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、入所者の意見を尊重したうえで、療養所の土地・設備等を地域住民等が利用できるようになりました。

そして、令和元年には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になるなど、多大な苦痛と苦難を長年にわたり強いられてきたことに対し補償金が支給されることになりました。

岡山県内には、長島に国立療養所長島愛生園・邑久光明園^(*30)があり、本市では両園の施設を見学し、ハンセン病の歴史を学ぶとともに、入所者との交流に取り組んでいます。

用語解説

(*30) 両園とも岡山県瀬戸内市の長島にある国立ハンセン病療養所。長島愛生園は日本で最初の国立ハンセン病療養所として、昭和5年に設立されました。また、邑久光明園は明治42年に、大阪府に設立された「外島保養院」が室戸台風で壊滅したため、昭和14年に、長島に再建されました。

◆施策の方向性

ハンセン病患者・回復者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないように、ハンセン病に対する正しい知識を持ち理解することが必要です。ハンセン病に対する理解と認識を深め、差別や偏見をなくすために啓発等を行います。

また、学校においては、児童・生徒のハンセン病問題に関する正しい理解と認識を深める教育を進めます。

イ HIV感染者等

◆現状と課題

エイズ動向委員会の発表によると、平成30年のHIV感染者・エイズ患者^(*31)新規報告数（速報値）は全国で1,317件であり、近年1,500件程度で推移しています。累計も30,000件を超えるなど、未だ感染拡大が懸念されています。特に、診断時に既にエイズを発症している割合は約3割と高い水準にあり、感染予防に関する意識不足や早期発見のための検査機会を逸していると考えられます。同時に、患者・感染者に対する偏見・差別も依然として存在しています。

◆施策の方向性

HIV感染・エイズの問題に関しては、現在もなお新規感染者が出ていることから、感染予防についての教育を推進するとともに、病気に対する正しい知識の普及に努めることで、偏見や差別意識の払拭を図ります。

用語解説

^(*31)エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって免疫力が低下し、その結果、さまざまな感染症にかかり（日和見感染といいます。）症状が出た状態をいいます。HIV感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されていますが、エイズを発症していない状態の人をいいます。HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではなく、免疫機能が低下して、厚生労働省の指定する23の合併症がみられたときに、はじめてエイズと診断されます。現在はHIVに感染しても、様々な治療薬が出ており、きちんと服薬することでエイズ発症を予防することが可能になっています。

(8) 犯罪被害者等

◆現状と課題

犯罪被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は犯罪等により生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、精神的にも大きな深い傷を受けます。また、捜査や裁判での精神的・時間的負担や、近隣や知人の無責任な言動やうわさ話、マスコミ等の報道による新たな精神的被害（二次的被害）を受ける場合も多くあります。

こうした犯罪被害者等の権利利益保護を図るため、平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。また、この法律に基づいて、国において同年に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られました。平成 28 年には犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指した「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

本市においては平成 23 年に「岡山市犯罪被害者等基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う「岡山市犯罪被害者等総合相談窓口（ワンストップ窓口）」を設置するとともに、住居の提供など日常生活の支援に関する施策を設け、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を行っています。

しかし、現在の社会では、犯罪被害者等の抱える困難や課題について十分理解されているとはいえず、周りからの偏見や無関心などにより犯罪被害者等は社会的に孤立し、支援に関する情報も届きにくい現状があります。そのため、犯罪被害者等に対する市民の理解の増進を図ることで、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりが求められています。

◆施策の方向性

基本条例（第 3 条）の「途切れることのない支援」、「関係機関との連携・協力」を基本原則に、犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復を図るための各種施策を推進します。

また、岡山県警察の犯罪被害者支援室や民間の支援団体をはじめ、様々な機関と連携しながら支援に取り組みます。そのなかで、民間の支援団体である「公益社団法人被害者サポートセンターおかやま」とは、共同で毎年啓発イベントを開催し、市民に犯罪被害者の実情とその支援について広く知ってもらう機会を設けています。

また同じく民間の支援団体である「認定NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ」には、犯罪被害者等支援の関連部署の職員向け研修を依頼するなど、お互いに連携しながら犯罪被害者等支援に取り組んでいます。

犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるためには、人々が犯罪被害者の置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深めることが必要なことから、様々な機会をとおして市民への啓発に積極的に取り組みます。

(9) 性的マイノリティ

◆現状と課題

性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）とは、同性愛や両性愛の性的指向をもつ人や、性の自己認識「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が一致していない人など、性のあり方（セクシュアリティ）において、いわゆる少数派である人の総称で、LGBT^(*32)とも呼ばれています。また最近では、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉としてSOGI^(*33)という呼称も使われています。様々な調査から、わが国では人口の約8%が性的マイノリティであると推定されています。

性的マイノリティの人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職や職場で不当な扱いを受けることがあります。そのため、自分の性のあり方について違和感等をもっている人も、家族や知り合いに打ち明けることなくひとり悩み続けたり、社会的に孤立したりする人も多くみられます。当事者の多くが自殺を考えたり、実際に自殺を図ったりするという調査結果もあります。

また、日本では同性カップルの婚姻が法的に認められていないため、病院での面会や住宅の賃貸借契約を断られるといった問題をはじめとして、子育て、遺産相続、福利厚生など、様々な困難に直面しています。

こうしたなか、性同一性障害については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害であって、一定の基準を満たす場合は、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20年に改正法によって条件を緩和）。

学校においては、平成27年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、性同一性障害を含めた、性的マイノリティの子ども全体への対応を求めています。

用語解説

^(*32)レスビアン（Lesbian）のL、ゲイ（Gay）のG、バイセクシャル（Bisexual）のB、トランスジェンダー（Transgender）のTを並べたもの。なお、性同一性障害とは、トランスジェンダーのうち、医療的対応を求める場合の診断名。ほかにも、性分化疾患（インターセックス：からだの性が男女に判別しづらい状態）、クエスチョニング（性的指向やこころの性が未定）、Xジェンダー（こころの性が男女どちらでもある、どちらでもない、中間であるなどの感覚をもつ人）、アセクシャル（無性愛：人に対して恋愛感情や性的欲求を抱かない人）など、様々な性のあり方をもつ人がいますが、性的マイノリティを表す言葉として「LGBT」が使われています。

^(*33)Sexual Orientation（性的指向）and Gender Identity（性自認）の略語で、すべての人を含めて考えることができる概念。「LGBT」の表現にあてはまらないと感じる人々に配慮した表現として、性的マイノリティと同じ意味で使用される場合もあります。

また、パートナーシップ制度^(*34)や性的マイノリティ支援宣言^(*35)、相談体制の整備など、地方自治体の様々な取組も始まっており、岡山市でも、令和元年度に実施した「性的マイノリティに関する市民意識調査」の結果を踏まえ、令和2年7月1日にパートナーシップ宣誓制度を実施したところです。しかしながら、性の多様性について市民の理解は十分とはいえないのが現状であり、家族や学校、地域や職場での理解を促進することが必要です。

◆施策の方向性

誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれています。

性的マイノリティの人が置かれている状況の把握に努め、その対応のための仕組みづくりの検討を進めます。多様な性のあり方を理解するための講演会やイベントの開催、啓発資料の配布等により市民や企業等への啓発に取り組みます。また、相談案内カードの作成など当事者が安心して相談できる体制づくりや相談窓口担当者の質の向上を目指した研修に取り組みます。さらに、必要に応じて医療機関や民間団体など関係機関と連携を取れる仕組みづくりを進めます。

学校においては、市民協働推進モデル事業で作成した資料を全教職員に配布するとともに研修資料として活用することで性的マイノリティについての理解を深め、悩みや不安を抱える児童生徒に対する相談・支援体制を充実します。また、日頃から多様性を尊重する心を育む教育を推進します。

用語解説

^(*34) ^(*35) 性的マイノリティのカップルの関係を結婚に相当するものと認め、公的に認証する制度。法的拘束力はなく、権利や義務は発生しませんが、性的マイノリティのカップルの権利を保障する後ろ盾となる効果が期待されています。また、大阪市淀川区の「LGBT支援宣言」のように、性的マイノリティに対する正しい理解と知識を深め、当事者の人権を尊重した支援宣言を行う自治体も徐々に増えてきています。

(10) 様々な人権課題

ア 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人や、その家族に対する偏見や差別意識は根強く、世間の厳しい目による社会からの疎外は、出所者の社会復帰を阻む要因の一つになっていると考えられます。

刑を終えて出所した人が、再び社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに生活を共にする家族をはじめ、これを支える親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力による仕事や住居の確保等が必要です。

このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくし、地域社会への復帰を推進するよう、国や関係機関と連携して、「社会を明るくする運動^(*)36)」等の啓発活動に取り組みます。

イ ホームレス

失業や破産、家族との不和など様々な理由により、定まった住居を持たずに路上生活等を余儀なくされているホームレスのなかには、病気や障害等により医療や福祉等の支援を必要としている人がいます。また、地域社会とのあつれきが生じたり、いやがらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題も発生しています。

本市においては、「生活困窮者自立支援法」に基づき、ホームレスを含む住居を失った生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食の供与等を行う一時生活支援事業を実施しています。

ホームレス状態には様々な個別的要因があり、それぞれの現状に応じた支援をするとともに、偏見や差別意識の解消に向けた啓発等を推進する必要があります。

ウ 婚外子

婚外子（非嫡出子）とは法的な婚姻関係にない男女から生まれた子どものことです。かつては、戸籍や住民票の続柄記載について嫡出子との違いがありましたが、住民票は平成7年に「子」に、戸籍は平成16年に「長男または長女」、「二男または二女」等に、嫡出子と同様の記載をするように変更されました。また、平成25年9月には、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定は違憲である

用語解説

^(*)36)すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていくとする全国的な運動です。本市では、保護司や更生保護女性会などの民間団体や警察と連携し、街頭啓発パレードや刑務所作品展、作文コンテストなどを実施しています。

との判断が最高裁判所により示され、同年12月に民法の一部改正により非嫡出子と嫡出子の相続分が同等になりました。

父母の婚姻関係という、子どもにとっては選んだり修正したりできない事柄を理由として、不利益や差別を受けないように、啓発を進めていくことが必要です。

エ 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題

平成18年に、国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国及び地方自治体の責務等が定められました。また、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

国際的にもこの問題に対する関心が高まっているなかで、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決には至っていません。

今後は、国、県、関係機関等との連携を図りながら、適切な啓発等に努めます。

オ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣などの民族独自の文化を有しています。しかし、明治以降の同化政策のなかで、生活、習慣、教育などをめぐって差別が問題となってきました。

国においては、平成31年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、アイヌ民族を先住民族として法的に位置づけました。

市民一人ひとりが、アイヌの歴史や伝統、文化等について認識や理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重することが差別や偏見をなくすことにつながります。今後も、アイヌの人々に対する理解と認識を深めていくことが大切です。また、学校においては、アイヌの人々の歴史や文化について理解を深める教育を進めます。

カ その他の人権課題

近年では、幸福追求権に基づいて、プライバシー権、自己決定権、環境権など、新しい人権として様々な意見が交わされているものもあり、今後も社会環境の変化、情報化の進展、科学技術の発達などにより、新しい人権が生じることも考えられます。これらの人権課題についても、すべての人の人権を尊重するという視点に立ち、人権教育・啓発を推進します。

第5章 推進体制

1 庁内の推進体制

本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、人権施策に係る各局区室間の調整・協力が不可欠であるとともに、人権教育や各種啓発等を総合的に検討する必要があることから、庁内の横断的組織として「岡山市人権施策推進本部」を設置しています。

「岡山市人権施策推進本部」を活用して、計画（Plan）－「実行」（DO）－「評価」（Check）－「見直し」（Act）を繰り返す「PDCAサイクル」により、本基本計画を効果的に推進します。

2 関係機関、関係団体等との連携

人権が尊重された明るい社会を実現するためには、市の施策だけではなく様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。

本市では、岡山地方法務局、岡山人権擁護委員協議会、岡山県、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会^(*37)及び岡山県都市人権推進事業連絡協議会^(*38)と連携し、情報の共有化を図り、効率的、効果的な啓発活動の実施に努めます。

また現在では、人権課題は複雑・多様化し、人権尊重の理念の普及や人権課題の解決には、様々な主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められているため、人権課題の解決を目指すNPOや民間運動団体、当事者団体等と協働し、人権課題の把握、講演会や研修会での講師依頼、人権啓発活動の支援を進めます。

用語解説

^(*37)県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に、岡山地方法務局、岡山県人権擁護委員連合会、岡山県、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会及び本市で構成される組織。

^(*38)人権推進事業を迅速かつ計画的に推進するため、相互協議し関連事業の推進を図ることを目的に、岡山県内の15市で構成される組織。